

社会福祉法人甘木山学園 役員及び評議員の報酬規定

(目 的)

第1条 この規定は、社会福祉法人甘木山学園の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定 義)

第2条 この規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(会議及び監査)

第3条 会議は理事会、評議員会、その他研修会及び他施設の視察等を含み、監査は法人監事による法人、各施設の定期監査のほか、行政機関による監査の立会い並びに臨時監査をいう。

(理事会及び評議員以外の業務)

第4条 役員及び評議員が各会議以外で、行事及び施設の運営のために、理事長の命を受けて、その業務にあたった場合の出席をいう。

(費用弁償額)

第5条 第3条、第4条による費用弁償は一日につき12,000円とする。但し監事による監査の実施並びに臨時監査の費用弁償は、30,000円とする。

2 週4日以上勤務する常勤理事長の報酬については、当法人児童福祉施設長の最高限度報酬額である国家公務員俸給法(行一)9等級7号俸を限度として定める。

3 週3日以内勤務する常勤的非常勤理事長の報酬は、常勤理事長の2分の1の額を限度として定める。

4 週1日程度勤務する非常勤理事長の報酬は、日額20,000円とする。

(旅 費)

第6条 第3条第4条による役員、評議員の会議等出席旅費については、市内居住者は3,000円、市外居住者は5,000円とする。

2 交通費の実費が弁償額の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、旅費等を支給することができる。

2 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員及び評議員は、この規定を適用しない。

※(但し非常勤職員及び嘱託職員は除く)

(改 正)

第9条 本規定を改定する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規定は、昭和57年 4月 1日より実施する。

●平成19年11月10日一部改正(報酬及び旅費交通費額の改正)

●平成28年 4月 1日一部改正(第5条第2項 理事長報酬規定を追加)

”

(第8条 但し非常勤職員及び嘱託職員は除くを追加)

役員及び評議員の退任慰労金基準表

平成19年11月10日

1. この基準表は社会福祉法人 甘木山学園の役員及び評議員を対象とする。
但し、職員としての在職期間は含めないものとする。(但し非常勤職員は除く)
2. 退任慰労金基準表

就 任 期 間	慰 労 金 額 (円)	備 考
5年未満	50,000	
5年以上～10年未満	100,000	
10年以上～15年未満	200,000	
15年以上～20年未満	300,000	
20年以上～25年未満	400,000	
25年以上	500,000	